

Ⅵ ホームレスの人々に関すること

ホームレスの人々への差別や偏見の解消に向けて

1 ねらい

「愛媛県人権施策推進基本方針」(改訂版)では、解決に向けて施策を進めるべき人権課題として、「ホームレスの人々」を「その他の課題」の中で新たに取り上げている。

そこで、本資料を活用して、ホームレスの人々への差別や偏見を解消し、お互いの人権を尊重するための態度を養いたい。

2 ホームレスの現状

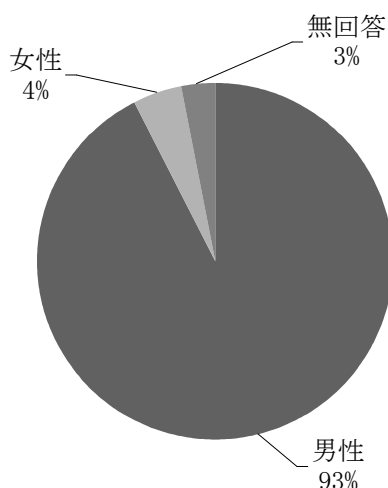
(1) ホームレスの人々とは

ホームレスとは、定まった住居を持たず、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を起居の場所として日常生活を余儀なくされている状況にある、いわゆる野宿生活をしている人々のことである。

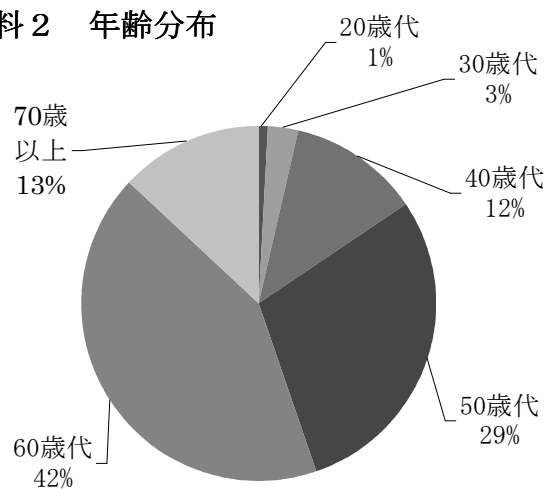
(2) 数はどれくらいか

厚生労働省が2012(平成24)年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」によると、ホームレス数は全国で9,576人と、前年調査の10,890人から1,314人減少している。愛媛県でも24人と、前年調査の44人から減少しており、2007(平成19)年調査の25人とほぼ同じとなっている。性別は男性が約96%を占め(資料1)、60歳以上が約55%と高齢化が進んでいる(資料2)。

資料1 性別



資料2 年齢分布

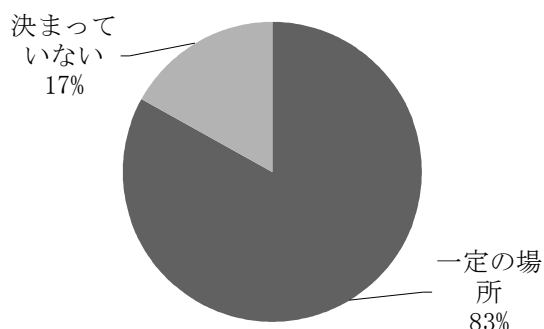


「ホームレスの実態に関する全国調査」(2012年1月厚生労働省調査)

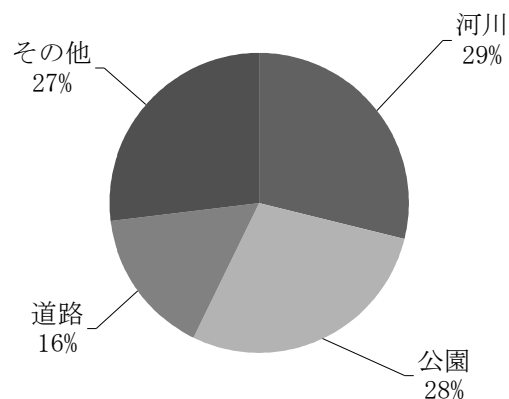
(3) どのような生活をしているのか

河川、公園、道路といった公有地で生活している人が多い(資料3、4)。廃品回収や日雇いの仕事をするなど(資料5)、収入は非常に不安定である。また、3年以上野宿生活を続けている人の割合は約62%に上っている(資料6)。

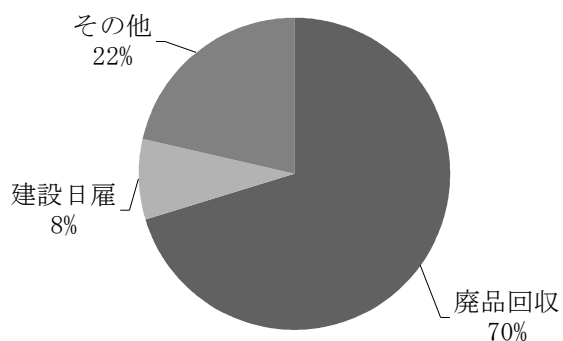
資料3 定住の有無



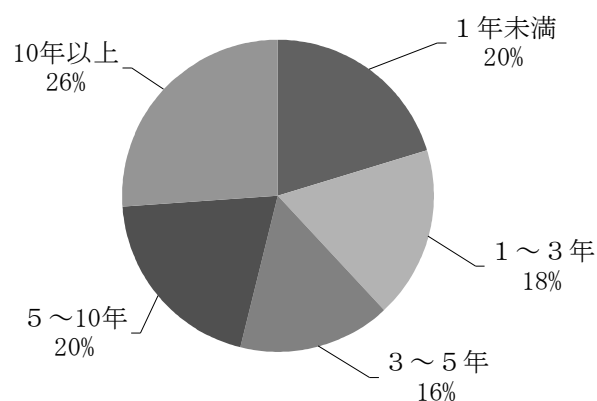
資料4 生活場所



資料5 仕事



資料6 期間



「ホームレスの実態に関する全国調査」（2012年1月厚生労働省調査）

(4) ホームレスになった理由

ホームレスに至ったいきさつは、仕事が減った、倒産・失業、病気・けが・高齢で仕事ができなくなった等の経済的な理由が多くを占めている（資料7）。

資料7 ホームレスに至った原因

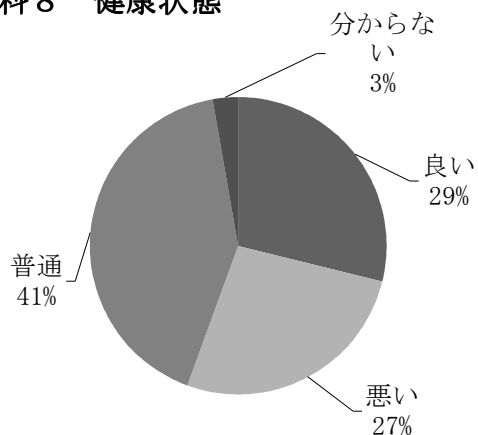
- ① 失業
住み込みで仕事をしていたが、作事中にけがをして失業したなど
- ② 家族不和（離婚、DVなど）
家族以外に他に頼る人がいない
- ③ 自力での生活困難（障がいなど）
様々な理由から家族と別れ、福祉に頼ることもできない

（出典 ホームレス支援を考える会 オープンハンドまつやまの調査結果）

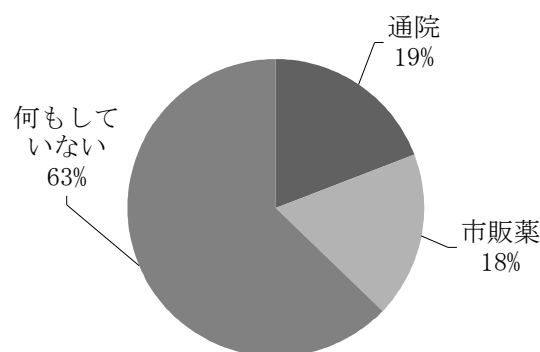
(5) 健康状態や悩みなどは

現在の健康状態については、約30%の人がどこか具合が悪いと感じており(資料8)、そのうち60%超の人が何も対処していない(資料9)。一方、今後どのような生活を望んでいるかについては、約半数の人が、何らかの形で定住生活、就職、福祉サービスなどの利用を望んでいる。しかし、「疾病、障がい、病弱、高齢で働けない、住居がないと働けないと思う、自分の希望する職業を探してもないと思う」などの理由で、求職活動をしていない人が8割を越えている。

資料8 健康状態



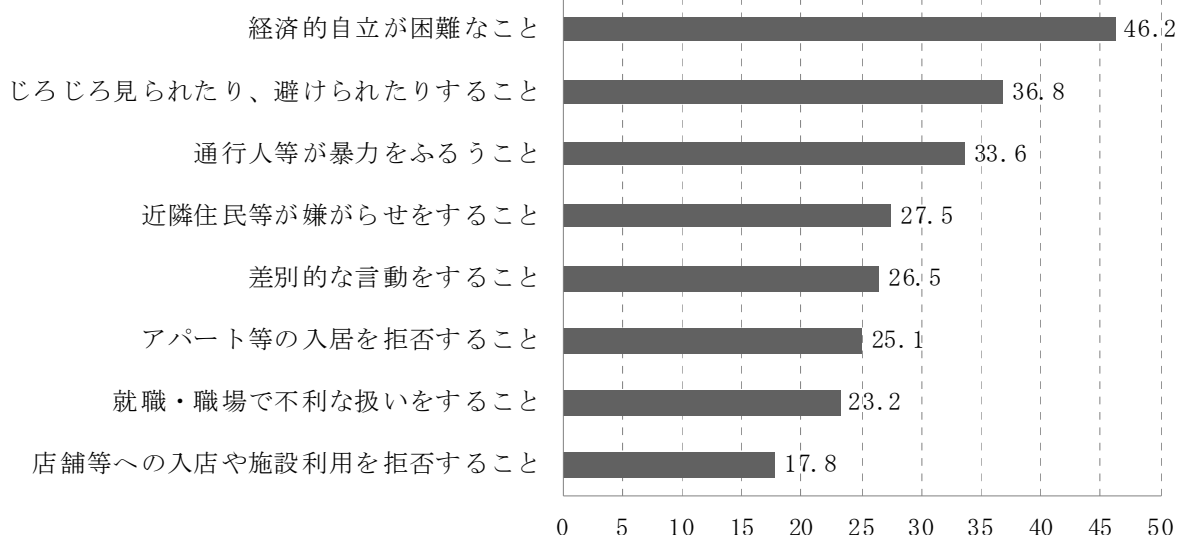
資料9 対処



「ホームレスの実態に関する全国調査」(2012年1月厚生労働省調査)

3 ホームレスの人々を取り巻く課題

資料10 ホームレスについて、どのような問題が起きていると思いますか？



「人権擁護に関する世論調査」(2012年8月内閣府調査)

内閣府が2012（平成24）年8月に実施した「人権擁護に関する世論調査」によると、「経済的自立が困難なこと」や「じろじろ見られたり、避けられたりすること」など、ホームレスの人々を取り巻く様々な課題が浮き彫りになっている（資料10）。また、「通行人等が暴力をふるうこと」「近隣住民等がいやがらせをすること」という問題が取りあげられている。近年、ホームレスの人々に対する襲撃事件が起こっており、松山市でも同様の事件が発生している。

ホームレスの人々に対して、怠惰、努力不足といったイメージを抱いている人もいる。しかし、ホームレスの現状で確認したように、病気、障害、高齢など、本人の能力ではいかんともしがたい理由で働けない状況がある。また、雇用情勢が厳しいなか、失業や就職難、収入の低下などで、ホームレスになる可能性もある。

正しい知識を知らない、または知ろうとしない。思い込みだけで自分たちとは違う人々を排除しようとする。こういったことが、偏見や差別につながる可能性がある。

4 国や地方自治体等の対策

国においては、2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定した。翌年には、この法律に基づいて「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が定められ、ホームレスの人々が自らの意思で安定した生活を営めるよう支援するために、就業機会や居住場所の確保などの総合的な取組方針を示した。また、法務省の人権擁護機関ではホームレスの人々に対する偏見をなくすため、全国各地で人権擁護啓発活動を実施している。

愛媛県では、市町と連携しながら、ホームレスの人々の生活相談や就労支援を進めたり、住居の確保に努めたりしている。また、民間ではホームレス支援を考える会「オープンハンドまつやま」が、夜回りや炊き出し、各種相談、啓発等を行っている。

5 問題解決に向けて

授業や研修でこの問題を取り上げる際には、以下のことに留意したい。

- ホームレスの人々の実態を理解させる。
- 誰もが暮らしやすい社会を築いていくために、自分に何ができるか考える。

県内ではホームレスの人々を見かける機会が少ないため、その実態を把握していない人がほとんどであると考えられる。まずは、授業や研修の機会を利用して、ホームレスの人々に対する理解を深める必要がある。

そのうえで、自分の中にある差別心や偏見と向き合い、誰もが暮らしやすい社会を築いていくために、自分に何ができるか考えさせたい。

なお、この問題については、身近なところで見聞きした生徒や受講者がいることも考えられる。事例を取り上げる場合は、慎重な配慮が必要である。

（参考資料）

「ホームレスの実態に関する全国調査結果」（厚生労働省）

「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

「愛媛県人権施策推進基本方針」（愛媛県）

「人権ポケットブック⑩ ホームレスの人々と人権」（愛媛県人権啓発センター）

ホームレス支援を考える会「オープンハンドまつやま」のぴよぴよ日記